

身体障がい者巡回補装具判定を行います

問い合わせ先 役場健康福祉課（障がい者・社会福祉担当）
☎962-0239（直）

身体に障がいがある人を対象に、巡回補装具判定を実施します。判定を希望する場合は申し込みが必要です。原則として本人がお越しください。

【日時】 8月27日（火）

※10月25日（金）に適合判定があります。

両日参加する必要があります。

【場所】 ふくとびあ（福津市手光2-1-1）

【相談内容】 義肢・装具・車椅子の新規支給、再支給および修理の要否判定、処方など

※電動車いす・座位保持装置・重度障がい者用伝達装置などの相談・要否判定は行いません。

【必要なもの】

○認め印 ○身体障害者手帳

○補装具再支給の場合、前回支給の補装具

○補装具修理の場合、修理が必要な補装具

【申込方法】 電話または窓口

【申込締切日】 7月31日（水）

【申込先】 役場健康福祉課

令和5年度情報公開制度などの運用状況の報告



問い合わせ先 役場総務課☎963-1730（直）

情報公開制度

情報公開制度は、町民のみなさんが町政に関して「こんなことが知りたい、見たい」と思ったときに、町が持っている文書や図画などの情報公開を求めることができる制度です。

令和5年度情報公開制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
20件	0件	6件	12件	2件	0件

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、町が預かっている個人情報を保護するだけでなく、自分の個人情報の開示請求や訂正などができる制度です。

令和5年度個人情報保護制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
5件	0件	2件	1件	2件	0件

Kidsジョブチャレンジ2024 in 糟屋参加者募集



問い合わせ先 ふくおか都市圏Kidsジョブチャレンジ2024 in 糟屋事務局 ☎712-6142（直）
役場政策経営課 ☎962-0230（直）

福岡都市圏域の17市町では「暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏」であり続けるため、連携してさまざまな取り組みを行っています。

令和6年度は、子どもたちが糟屋地域内の公共施設や事業所で職業体験を行うKidsジョブチャレンジ2024 in 糟屋を開催します。

職業体験をした子どもたちには「としけん」という模擬紙幣をプレゼントします。「としけん」を使って糟屋地域の協力店舗で買い物ができます。

たくさんの職業体験プログラムを用意していますので、夏休みの思い出にお出かけをしてみませんか。

【日時】 8月24日（土）、25日（日）

午前9時～午後5時

【場所】 糟屋地域内の公共施設や事業所

【対象】 福岡都市圏の5歳～中学3年生

【参加費】 1,000円

※別途材料費が必要なプログラムあり

【申込方法】 ふくおか都市圏Kidsジョブチャレンジホームページから申込（先着順）

<https://kidsjob-fukuokatoshiken.com>

【申込期間】 7月23日（火）正午～8月6日（火）午後5時（予定）

※日時、場所はプログラムごとに異なります。

※プログラムの詳細などはホームページをご確認ください。



お詫びと訂正

Active新宮6月号と一緒に配布した「令和6年度ECOチャレンジ参加世帯大募集！」のリーフレットに記載のECOチャレンジ事務局の住所に誤りがあったため、お詫びして訂正します。

誤：福岡市中央区天神1丁目1-14-4

正：福岡市中央区天神1丁目14-4

国民健康保険被保険者証を一齐送付します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直）

8月1日（木）から使用できる「国民健康保険被保険者証（以下：被保険者証）」を7月下旬に簡易書留・転送不可の取り扱いで世帯主宛に郵送します。

70歳以上75歳未満の人には「被保険者証兼高齢受給者証（以下：兼高齢受給者証）」を郵送します。

なお、12月2日より被保険者証などとマイナンバーカードが一体化されますが、今回送付する被保険者証などは次のとおり有効期限まで使用できます。

【送付するもの】

○70歳未満の人

被保険者証

※有効期限は令和7年7月31日（木）です。

○令和7年7月1日（火）までに70歳の誕生日を迎える人

被保険者証

※有効期限は70歳の誕生日の月末です。ただし1日生まれのみ誕生日の前日となります。有効期限を迎える月の下旬に兼高齢受給者証を簡易書留・転送不可で郵送（12月以降は「資格確認書」を郵送）します。

○70歳以上75歳未満の人

兼高齢受給者証

※有効期限は令和7年7月31日（木）です。ただし令和7年7月31日（木）までの間に75歳の誕生日を迎える人はその前日が有効期限です。

【注意事項】

- ・過年度の国民健康保険税に滞納がある場合は有効期限が短い「短期被保険者証」の交付です。
- ・12月2日以降は被保険者証、兼高齢受給者証および限度額適用認定証などは新規に交付されません。同日以降はマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を使用するか、マイナ保険証を持っていないなどの場合は被保険者証などの代わりに交付される資格確認書をご使用ください。

【限度額適用認定証について】

現在交付している限度額適用認定証の有効期限は、令和6年7月末までです。8月からの限度額適用認定証が必要な人は、役場住民課窓口または郵送で申請してください。8月1日から受け付けます。

日曜日にもマイナンバーカードの臨時窓口を開設します



問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直）

カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができる臨時開庁日をぜひご利用ください。予約制（人数制限あり）となっていますので、必ず電話予約して来庁してください。

【日時】 7月7日（日）

午前9時～11時30分

【場所】 役場住民課



マイナンバーカードの出張申請受付を行います



問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733（直）

乳幼児健診に併せて出張申請受付を行いますので、この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか。顔写真も無料で撮影します。申請を希望する人は、直接会場でお申し出ください。

【日時】 7月31日（水）午後1時～3時30分

【場所】 シーオーレ新宮1階和室付近

【郵送でマイナンバーカードを受け取る場合に必要なもの】

- 通知カードまたは個人番号通知書
 - 住民基本台帳カード（持っている人）
 - 運転免許証、パスポートなど顔写真付きの本人確認書類（お持ちでない場合は、健康保険証、子ども医療証などの各種医療証、通帳などから2点）
 - 申請者本人が15歳未満の場合は、法定代理人（親権者）の運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類
- ※上記のものが無い場合、マイナンバーカードは役場での受け取りになります。



町ホームページに
バナー広告を
掲載しませんか？

詳細はこちら▶

問い合わせ先

役場地域協働課 ☎963-1734（直）



令和6年度国民年金保険料の免除申請

問い合わせ先 役場住民課 国民年金担当 ☎963-1733 (直)
東福岡年金事務所国民年金課 ☎651-7159 (直)

【対象】 経済的な理由などで今年度の国民年金保険料を納めることが困難な人

※申請が認められると国民年金保険料の納付が全額または一部免除もしくは猶予されます。

※免除審査は本人、配偶者および世帯主の前年の所得で判定されます。

【対象期間】 令和6年7月分～令和7年6月分

【受付開始日】 7月1日(月)

【申請に必要なもの】

- ①マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ②失業を理由とする場合は、次のいずれかの書類が必要
 - ・雇用保険受給資格者証
 - ・雇用保険被保険者離職票
 - ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、公務員などは「辞令」の写し

【申請方法】

○役場住民課窓口での申請

※東福岡年金事務所でも可(要予約)

○マイナンバーカードによる電子申請

詳細は町ホームページを確認してください。

※学生には別途学生納付特例制度があります。

※産前産後期間は国民年金保険料の納付が免除されます(要届出)。

「介護保険料の額決定通知書」を確認してください

問い合わせ先 県介護保険広域連合 ☎981-9071
町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)

令和6年度介護保険料の額決定通知書が7月下旬に郵送されます。

3年毎の見直しにより、今年度から介護保険料が変更になりました。変更後の所得段階ごとの介護保険料は、広域連合のホームページ、または5月に全戸配布したパンフレット「みんなで支える介護保険(保存版)」をご覧ください。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

○災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

○介護保険の納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済を利用して納めることもできます。

※納付期限を過ぎたものや金額を手書きで訂正したものは利用できませんのでご注意ください。

【注意】 ATM(自動預払機)による詐欺が発生しています。保険料・還付金に関しては、書面による通知のみであり、電話でお知らせやATM操作をおねがいすることはありません。

令和6年度福岡県防災士養成研修・試験

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)



県では、自主防災組織の活動に参加するリーダーを防災士として養成するため、福岡県防災士養成研修・試験を実施します。詳しくは町ホームページをご覧ください。

【日程】 ①11月21日(木)、22日(金)

②12月7日(土)、8日(日)

【場所】 ①福岡県庁3階講堂

(福岡市博多区東公園7-7)

②福岡県吉塚合同庁舎

(福岡市博多区吉塚本町13-50)

【対象】 県内に居住する人で、居住地域の自主防災組織の活動に参加する意思のある18歳以上の人

【受講費用】 1万2,000円(教本代4,000円、受験料3,000円、認証登録料5,000円)

【定員】 各日程120人

【申込受付締切日】 7月19日(金)

【申込方法】 受講申込書を地域協働課に提出

※受講申込書は町ホームページまたは地域協働課で配布しています。

大腸がん検診・子宮頸がん検診が 医療機関でも受診できます



問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課（健康づくり担当）
☎962-5151（直）

大腸がん検診と子宮頸がん検診は、シーオーレ新宮での集団健診の他に、実施医療機関でも受診ができます。希望の実施医療機関に直接予約してください。シーオーレ新宮での集団健診か、実施医療機関での個別健診か、どちらかを年1回受診できます。
※集団健診での受診を希望する人は「新宮町健診ガイド（広報6月号折り込み）」または、町ホームページにてご確認ください。

	大腸がん検診	子宮頸がん検診
対象	新宮町に住所を有し、令和7年3月31日時点で40歳以上の人	新宮町に住所を有し、令和7年3月31日時点で20歳以上の偶数年齢女性
実施期間	7月1日（月）～令和7年2月28日（金）	7月1日（月）～令和7年1月31日（金）
自己負担額	500円	2,500円
予約・受診方法	各実施医療機関へ直接問い合わせください。実施期間中の実施日は、各医療機関ごとに異なります。当日は、健康保険証など本人確認できるものを持参してください。	

【実施医療機関】※50音順

○大腸がん検診

医療機関名	電話番号
江口内科クリニック	☎963-5080
川崎内科医院	☎962-1931
新宮町相島診療所	☎962-4361
竹村医院	☎962-0846
千鳥橋病院附属たちばな診療所	☎962-5211
原外科医院	☎962-0704
ひぐち内科クリニック	☎963-2800
やまだ消化器科内科クリニック	☎941-2225

○子宮頸がん検診

医療機関名	電話番号
愛和病院	☎943-3288
そらレディースクリニック	☎605-3511

節目年齢の歯周病健診のお知らせ



問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課（健康づくり担当）
☎962-5151（直）

歯を失う最大の要因は、痛みもなく気づかない内に進行する「歯周病」だといわれています。歯の健康は、心臓病、糖尿病、肺炎、認知症などの全身に影響を及ぼすことが明らかになっています。

一生自分の歯でおいしく食べるためにも歯周病健診でご自身の歯、歯ぐきの状態を確認しましょう。

対象者には6月下旬に受診券を郵送します。

【実施期間】 7月1日（月）～12月31日（火）

※歯科医院の休診日を除く

【対象】 令和7年3月31日時点で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳になる人

【実施医療機関】※50音順

医療機関名	電話番号
青山歯科クリニック	☎962-6480
折田歯科医院	☎963-5688
梶原歯科医院	☎963-3737
くすのき歯科医院	☎963-3355
さん歯科こども・おとな歯科	☎410-5817
しげおか歯科医院	☎963-4222
新宮おかべ歯科こども矯正歯科	☎963-0100
新宮おがわ歯科おとな・こども歯科	☎963-5418
新宮さくら歯科	☎963-0765
新宮中央歯科クリニック	☎940-5656
TOMO デンタルクリニック	☎410-5088
まつしま歯科医院	☎962-5218
杜の宮かなだ歯科医院	☎410-1455
安河内歯科医院	☎962-0540

【健診費用】 300円

【受診方法】 実施医療機関へ直接予約

【集団健診による歯科健診について】

40歳以上で節目年齢の歯周病健診の対象でない人も町の集団健診で歯科健診を受けることができます。詳しくは、「新宮町健診ガイド（広報6月号折り込み）」をご覧ください。

※節目年齢の人は集団健診による歯科健診を重複して受診することはできません。



在宅介護者の交流会 こぶしの会

介護中や看取りを終えた人からの「相続で悩んでいる」という声を受け、学習会を行います。気軽に申し込みください。

日時 7月16日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 町福祉センター3階

参加費 無料

テーマ 相続手続きで困らないための事前知識を身につけよう

講師 司法書士法人プラス事務所 重信吉孝さん

主催 在宅介護者こぶしの会

申込先 町社会福祉協議会

申込締切日 7月2日(火)

お外であそぼ！

新聞紙や段ボールを使って自由に遊んだり、芝生の上でゴロゴロしたり、自分のペースで遊べる場所です。開催時には公園入り口に黄色の旗を出しています。

日時 7月16日(火) 午前10時～正午

場所 人丸公園

対象 誰でも

(小学生以下は大人と一緒に来てください)

参加費 無料

むーむーひろば

公民館に限らないさまざまな居場所を活用し、簡単なゲームやお話をして過ごしています。行政区問わず、参加できます。ぜひ気軽にご参加ください。楽しいですよ。

日時 7月23日(火) 午前10時～正午

場所 上府区深町東集会所(新宮東1-12-2)

参加費 100円

※その他の情報はホームページに掲載しています。



▲ホームページはこちら

各申込・問い合わせ先

町社会福祉協議会 ☎963-0921(直)

令和6年度集団健診予約受付中！



問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

集団健診の予約を受け付けています。日程や内容、対象者などの詳細は「新宮町健診ガイド(広報6月号折り込み)」または、町ホームページでご確認ください。

なお、悪天候などやむを得ない事情により、中止や延期、変更になる可能性があります。

【電話予約】 ☎0120-791-376

【受付時間】 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時
※祝休日、8月13日(火)～15日(木)を除きます。

【ウェブ予約】

<https://fs-localg.jp/shingu-town/>



▲予約はこちら

【問い合わせ先】

○40歳以上の新宮町国民健康保険被保険者の特定健康診査、後期高齢者医療制度被保険者の健康診査
役場住民課(保険年金医療担当)

☎963-1733(直)

○上記以外の(特定)健康診査、がん検診など全般、健診の相談

町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当)

☎962-5151(直)

カンガルー講座「テアトリック」

参加者募集



問い合わせ先

NPO法人 rainbowhouse ☎090-7294-6241(西河)

そぴあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

「テアトリック」とは演劇教育をベースとした新しい情操教育です。絵本の中の役になりきって身体を動かし、自由に・のびのびと感じたままに表現することを大切にする講座です。親子でのふれあいを楽しめるので小さなお子さんでも大丈夫。ぜひご家族でご参加ください。

【日時】 7月21日(日)

午前10時～11時30分終了予定

【場所】 そぴあしんぐう1階多目的ホール

【対象】 未就学児の子どもとその保護者

【定員】 親子10組(先着順)

【申込方法】 インターネットのみ

【申込開始日】 7月1日(月)

【申込先】 NPO法人 rainbowhouse



▲申込フォーム

手話奉仕員養成講座の受講生募集 (古賀市共催)



問い合わせ先 役場健康福祉課 ☎962-0239(直)

聴覚障がいのある人などのコミュニケーションを支援する手話奉仕員を養成することを目的とした講座です(2年連続講座)。

講座は、今年度に入門編、来年度に基礎編を行います。入門編及び基礎編の全課程修了者には、町から修了証を交付します。

【日時】

○入門編(9月～令和7年3月)

毎週木曜日の午後7時～8時30分

※初回は9月26日(木)午後6時30分～

○基礎編(令和7年4月～10月)

毎週木曜日の午後7時～8時50分

【場所】

○入門編(9月～令和7年3月) サンコスモ古賀

○基礎編(令和7年4月～10月)

サンコスモ古賀または新宮町内公共施設

【対象】

①新宮町または古賀市に在住、在学、在勤している人(高校生以上)

②新宮町または古賀市で日ごろから手話活動に取り組んでいる人

①または②に該当する人で全課程(入門編・基礎編)を受講可能な人

【定員】 20人

【受講料】 無料 ※テキスト代 別途3,300円

【申込方法】

申込書に記入のうえ、下記のいずれかの方法で提出
※申込書は役場健康福祉課窓口、町ホームページからダウンロードできます。

○郵送 〒811-0192 新宮町緑ヶ浜1-1-1
新宮町役場健康福祉課

○FAX 962-0725

○電子メール fukushi@town.shingu.fukuoka.jp

○窓口 役場1階健康福祉課

【申込締切日】 7月31日(水) 必着

【申込先】 役場健康福祉課



新宮町市民後見人養成講座 受講生募集



問い合わせ先 役場健康福祉課 ☎962-0239(直)

9月から開催する市民後見人養成講座(全10回)の受講生を募集します。

後見制度とは、家庭裁判所から選任された後見人が認知症などで判断能力が不十分になった人の代理として契約や申請を行うことで、本人の権利を保護するための制度です。弁護士などの資格をもたない親族以外の市民による成年後見人を「市民後見人」といいます。

町では、5年ぶりの開催となり、家族の後見人を希望する人も参加できます。全カリキュラムを履修した人に修了証を交付します。後見に興味がある人はぜひ参加してください。

【日時】 9月20日(金)～12月7日(土)

全10回 午前10時～午後1時

【場所】 シーオーレ新宮3階視聴覚室

【応募資格】 20歳以上の町民で、家族や町民の後見人になる意思のある人(町民の後見人などになる予定の人は町外在住の人も受講可能)で、原則すべての講座に参加できる人

※弁護士など専門職の後見人や、法定後見などを家庭裁判所から解任されたことがある人はご遠慮ください。

【定員】 30人程度 ※応募者多数の場合は抽選

【受講料】 無料 ※資料代 別途1,000円

【申込方法】 申込書類を、役場健康福祉課に提出または、福岡県電子申請で申し込みください。申請用紙は、役場健康福祉課窓口または、町ホームページからダウンロードできます。



▲申込フォーム

【応募期間】 7月17日(水)～8月28日(水)

※当日消印有効

【申込先】 役場健康福祉課

【講座内容に関する問い合わせ先】

NPO 法人市民のための後見I'サポート

☎405-0236



子育て相談

●ハロー！ベビークラス●

産まれてくる赤ちゃんのために準備をしますか。妊娠中や産後の過ごし方、赤ちゃんとの関わり方などを一緒に学びましょう。

日時 7月17日(水) 午前10時～正午

対象 町内在住でパパ・ママとなる人

※1人での参加可。託児はありませんが、お子さんと一緒に参加できます。

内容 ○助産師による講話(妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わりについてなど)

○赤ちゃんお風呂入れ体験、パパ妊婦体験、抱っこ体験

定員 12組程度(先着順)

必要なもの 母子健康手帳、筆記用具

●ここにここ相談室●

子育ての悩み、ゆっくり相談してみませんか。臨床心理士が対応します。

日時 7月11日(木)

①午前9時～9時50分

②午前10時～10時50分

③午前11時～11時50分

対象 町内在住の妊婦、乳幼児の保護者

定員 各時間帯1組ずつ(先着順)

託児 あり(要予約・無料)

～毎月開催中～

- ・ほのぼのRoom(産前・産後サポート事業)
- ・はじめての離乳食教室
- ・ぽかぽかRoom(育児相談)

※広報7月号行事予定表、町ホームページ、『ぐーまっち!』にてご確認ください。

※各教室の予約は『ぐーまっち!』でできます(各教室の1か月前～3日前)。

※各種予約を行う際には、メールアドレスによるアカウント作成が必要です。

ご予約はこちら

新宮町こどもみらい
サポートアプリ
『ぐーまっち!』



▲ App Store



▲ Google Play

各参加費 無料

各場所 シーオーレ新宮

各申込方法 ぐーまっち!

問い合わせ先

町こども家庭センター「はぐうる」

☎963-2995(直)



公共下水道区域で井戸水を使用しているみなさんへ



問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736(直)

家庭や事業所で井戸水を使用し、その汚水を公共下水道へ排水する場合は、町に届け出が必要です。

また、すでに公共下水道へ排水をしている場合でも、次の変更が生じた場合は、下水道使用料の算定が変わりますので、上下水道課の窓口で手続きをおねがいします。

○世帯人数に変更があるとき

・2人以上から1人になったとき

・1人から2人以上になったとき

○井戸水の使用を休止または廃止するとき

○休止中の井戸水の使用を再開するとき

○名義を変更するとき

井戸水使用か不明な場合は、問い合わせください。



下水道に大量の油、異物などを流さないで!

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736(直)

町の下水道施設の新宮中央浄化センター(アクア新宮)は、みなさんが日ごろ使用した生活排水や店舗、工場などの排水を受け入れ、浄化した水に変えて河川に放流しています。

近年、油などを大量に含むような水質の悪い排水や、下水道に流してはいけない異物が流れてくることが増えています。

このような排水や異物が流れてくることで、河川に放流する処理水の水質悪化を引き起こすとともに、下水道管をふさいだり、施設内の機械にダメージを与えたりすることになりますので、トイレトーパー以外のものを流さないでください。

下水道に流してはいけないもの

トイレトーパー以外の紙、廃油、動物のふん、野菜くず、ゴミ、ガソリンやシンナーなどの危険物、その他農薬や除草剤などの薬品、ハンカチやタオルなどの固形物、おむつなど



新宮海岸での深夜花火を規制しています



問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734（直）

新宮海岸での深夜花火は条例で規制されています。深夜の花火は近隣住民の安眠を妨げるだけでなく、火災の危険性もあります。条例に違反した場合は、警察から指導を受けたり、5万円以下の過料が科せられたりすることがあります。

新宮海岸は、みなさんの憩いの場です。ルールを守りましょう。

なお、不定期で町消防団や町職員による巡回を行っています。

【規制時間】 午後10時～翌日の日の出

【規制区域】 新宮海岸一帯

【規制花火】 飛ばしょうする花火、打上花火、爆発音がする花火、回転する花火など

※線香花火などは除く。



小学校入学前に相談してみませんか



問い合わせ先 役場学校教育課 963-1739（直）

令和7年度に町立小学校へ入学する子どもの保護者を対象に、就学相談会を行います。入学後に学校での特別な支援を希望する保護者は必ずご相談ください。また、まだ迷っている、検討中である保護者も、ぜひご相談ください。相談には申し込みが必要です。※本相談会は、お子様の状態や特性について指導助言を行うものではありません。特別支援学校への就学、特別支援学級、通級指導教室の支援を希望または検討している保護者の相談をお受けしています。

【相談日時】 7月10日（水）～24日（水）

午前9時～午後4時

【対象】 令和7年度に町立小学校へ入学を予定している子どもの保護者

【相談先・申込方法】

○町立幼稚園児の保護者

町立幼稚園へ直接申し込み後、相談

○町立幼稚園児以外の保護者

役場学校教育課へ電話申し込み後、相談

【申込締切日】 7月5日（金）

町地域子育て支援センター かんがるーひろば



予約・問い合わせ先
町地域子育て支援センター
☎963-0134（直）



0～3歳の親子が遊ぶひろばです。子育て中の親子がつどい、交流や情報交換をしています。離乳食やイヤイヤ期など子育ての相談も行っています。その他のイベントはホームページをご覧ください。

主な7月のイベント

○印のイベントは7月2日（火）から予約できます。その他は直接お越しください。

内 容	日 時
赤ちゃんおはなし会	5日（金）午前11時～11時20分
○親子リトミック①0歳～1歳半	11日（木）午前10時～10時30分
○親子リトミック②1歳半～3歳	11日（木）午前10時45分～11時30分
○夏祭り	12日（金）午前10時～10時45分
1歳児クラブ	16日（火）午前10時～11時
0歳児クラブ	18日（木）午前10時～11時
誕生会	23日（火）午前10時～10時20分
○ベビーマッサージ	26日（金）午前10時～11時
2・3歳児クラブ（磁石とモールであそぼう）	30日（火）午前10時～10時30分

日時

毎週火曜日～土曜日（祝休日休み）
午前9時30分～午後3時30分

場所 町福祉センター本館3階

出張ひろば

毎週月曜日に親子で遊べます。

時間

午前9時30分～午後2時30分

場所 ふれあい交流館交流室

運転に不安を感じていませんか



問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734 (直)

高齢者の運転による事故を減らすため、町では満70歳以上の人が運転免許証を自主返納した場合に支援を行っています。

【対象】 次の要件を全て満たす人

○自主返納した時点において新宮町に住民登録がある満70歳以上

○運転免許証を自主返納した日から6か月以内
※罰則や期限切れで取り消しになった場合を除く

【支援品】 次のいずれか1つを1回に限り交付

○マリンス回数券 2万円相当分

○交通系ICカード 1万5,000円相当分
(SUGOCA、nimocaのいずれか1つ)

※ICカードの預かり金(デポジット)500円を含みます。

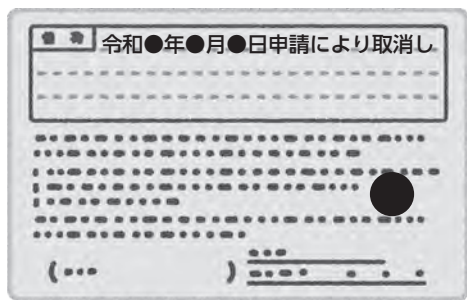
【申請に必要なもの】

○申請書

(町ホームページまたは地域協働課窓口で配布)

○運転免許証を自主返納した際に発行される運転免許の取消通知書

○自主返納された旨の記載がある運転免許証



▲穴が空いた運転免許証の裏面

【申請方法】

○役場地域協働課窓口へ持参

※支援品は申請から2～3週間後に郵送または地域協働課窓口にてお渡しします(受け取りは原則として本人のみ)。

【運転免許証の返納先】

○県内の各警察署および福岡県警察本部

○県内の各自動車運転免許試験場

※交番では返納できません。

海の事故にご注意ください！

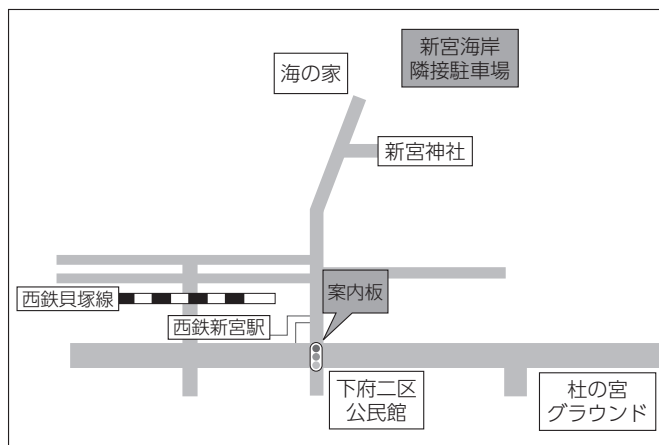


問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)

- ・新宮海岸で海水浴をする際は、必ず保護者が付き添い、子どもだけで海に行かせないでください。
- ・沖の消波ブロック付近は大変危険ですので、絶対に近づかないようにしてください。
- ・土曜日、日曜日および祝日のみ、ライフセイバーを配置していますが、事故には十分注意してください。

海岸利用者のために無料駐車場を開放します

【開放期間】 7月5日(金)～8月25日(日)



※路上駐車はしないでください。

広報誌を無料で読めるアプリ「マチイロ」が便利です



問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734 (直)

「Active新宮」をより多くの人に読んでいただけるよう、自治体情報発信アプリ「マチイロ」で広報誌を無料配信しています。スマートフォンやタブレットなどで町の情報をいつでもどこでも確認することができます。「Active新宮」を登録すると、最新号の発行が自動で通知されるので、情報を見逃さずに閲覧することができます。

「しんぐう町議会だより」も掲載しています。

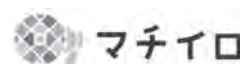
【ダウンロード】



▲ Google Play



▲ App Store



マチを好きになるアプリ



※通信料は利用者負担です。